

案

平成30年1月 日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市国民健康保険運営協議会
会長 渡 信人

古賀市国民健康保険税率に関することについて（答申）

平成29年6月28日付け、古市国第628号で貴職から諮問を受けた古賀市国民健康保険税率に関することについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 平成30年度の国民健康保険税率について

平成30年度の国民健康保険制度改革により、現行の税率より減額が可能になる試算を勘案すると、全ての被保険者が負担増とならないように、平成30年度の国民健康保険税率については下記のとおりとすることが適当である。

(1) 医療分（基礎課税分）

所得割	8.4%
均等割	23,400円
平等割	23,500円

(2) 後期高齢者支援金分（後期高齢者支援金等課税分）

所得割	2.9%
均等割	8,400円
平等割	8,500円

(3) 介護納付金分（介護納付金課税分）

所得割	2.4%
均等割	13,200円

2. 今後の国民健康保険税率のあり方について

平成30年度の国民健康保険制度改革により、国民健康保険税率設定の考え方が大きく変化するため、今後の国民健康保険税率のあり方については、被保険者への影響等を考慮し、下記のとおりとすることが適当である。

(1) 平成30年度以降の国民健康保険税率改定について

福岡県から示される国民健康保険事業費納付金は毎年度変動する見込みであるが、被保険者への影響等を考慮し、国民健康保険税率改定は特段の事情がない限り、原則3年ごとに検討する。

(2) 賦課割合（応能割と応益割の比率）について

応能割と応益割の比率については、中長期的な保険料の県内均一化の動向を見ながら、一部の被保険者が急激に負担増とならないように、今後国民健康保険税率の改定を行う場合は、国が示す係数による比率へ徐々に近づけていくものとする。

(3) 介護納付金分の2方式・3方式について

介護納付金分を2方式（所得割と均等割）から福岡県の標準保険料率である3方式（所得割と均等割と平等割）へ変更すると、世帯内の介護納付金対象者数により負担増となる世帯と負担減となる世帯があるため、介護納付金分については、平成30年度は2方式のままとし、今後の国、県、他自治体の動向を見て検討する。